

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

不二サッシ株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、当社ホームページ(<https://www.fujisash.co.jp/>)への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

当社は、会社法第362条第5項及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、「内部統制システム」という。）の構築について、当社の「経営理念」及び「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」に則り、その基本方針を下記の通り定めております。

記

(1) 内部統制システム構築の目的

- ① 内部統制システムの構築は、当社及び連結子会社（以下、「不二サッシグループ」という。）の効率的で適法な企業体制を作ることを目的とし、各条項に定める担当部門の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図るものとする。
- ② 当社は、別に定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、適正な財務報告及び連結ベースの財務報告を作成するための体制を構築・整備する。
また、財務報告に係る内部統制で求められている「ＩＴへの対応」に関しては、「財務報告に係るＩＴ統制活動の基本方針」に基づき、適切な体制を構築・整備する。

(2) 不二サッシグループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、2003年4月より、法令遵守及び企業倫理意識を高め遵法体制を築くため、コンプライアンス統括室を設置するとともに、「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していく上で誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観である基本方針を定めた。
また、「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していく上で実践すべき具体的な行動基準を定めた。
これら行動指針は、不二サッシグループ各社において機関決定を行い、その周知に努めるものとする。
- ② 取締役及び使用人に、法令、定款の遵守を徹底するため、社内報及び社内通達等において、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務にあたるよう、適宜指導・教育を行う。
また、この一環として2007年10月に「不二サッシコンプライアンスマニュアル」を発行し、不二サッシグループの役員、使用人等一人ひとりが、日々の継続的な活動の中で自らコンプライアンスを実践していくよう、教育を推進している。
- ③ 取締役は、平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、不二サッシグループ各社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。また、取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- ④ 「不二サッシ企業倫理ホットライン」を開設し、不二サッシグループ並びに不二サッシグループの役員、使用人等におけるコンプライアンス違反についての通報を受け付け、適正に対処する。当社は、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 取締役及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断する。また、暴力団排除条例に基づき、反社会的勢力の活動を助長し、その運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「情報等」という。）の取扱いは、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。

また、情報等の管理並びに個人番号及び特定個人情報については、「情報セキュリティ・ポリシー」及び「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」において基本方針を定めている。

(4) 不二サッシグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理体制は、決裁規程などの社内規程・マニュアル等に基づき業務執行ルールを明確にするとともに、経理面においては、各部門長による自立的な管理を基本としつつ、経営管理部経理部が計数的な管理を行い、また、他の部門から独立した組織である監査部において、不二サッシグループを含めた厳正な業務監査を実施し、経営管理部コーポレートガバナンス部コンプライアンス統括室において、企業活動における法令遵守と倫理に基づく行動の徹底と実践の啓蒙を行う。
- ② 1999年2月より、不二サッシグループを取り巻くリスクが発生した場合、迅速で正確な事実把握と会社としての的確な対応を速やかに決定するため、「緊急対策検討委員会」を設置し、会社の危機管理体制の徹底を図っている。
- ③ 当社は環境基本方針・行動指針に基づき、「環境マネジメントシステム」を導入し、環境保全活動を進めるとともに、「中央環境管理委員会」及び「事業所環境管理委員会」において、環境施策の検討や情報交換を行う。
- ④ 従来の建材に関する品質管理・保証だけでなく、不二サッシグループの非サッシ分野における品質管理・保証体制を整備するため、2006年6月に品質保証部を新設した。
さらに、不二サッシグループ各社が製造・販売する製品の安全確保に関する指針を、2008年4月に「不二サッシグループ製品安全行動指針」として定めるとともに、製品事故情報が速やかに報告されるよう「不二サッシ事故情報報告制度」を制定し、不二サッシグループ及び特約店等の取引先に対して周知を図っている。また、顧客満足や安心・安全な商品提供のために必要なすべての計画的・体系的な活動を不二サッシグループ全体で実施するため、「品質管理委員会」や「中央規格委員会」において品質情報の共有化や水平展開並びに規格の整備を行うとともに、品質パトロール（監査）を通じて品質保証体制の強化を図っている。
- ⑤ 不二サッシグループ各社に対して、通達等により反社会的勢力との関係排除を周知するとともに、暴力団排除条例に基づき、諸規程及び契約書式等の整備を図った。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、法令及び取締役会規程により定められている事項並びにその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議する。また、取締役会の下に、社長が議長を務め、執行役員と一部部門長で構成される経営審議・業務執行会議（以下、「経営会議」という。）を設置し、経営に関する重要事項について、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行方針について意思決定を行っている。
なお、取締役会及び経営会議に付議するにあたっては、議題に関する資料について、事前に、全役員に周知される体制をとるものとする。
- ③ 2000年6月より、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、その後、業務執行の強化策として、会長・社長以外の取締役の役付と取締役への業務委嘱をなくし、業務委嘱は執行役員に対して行うこととしている。

- ④ 経営計画のマネジメントについては、将来の事業環境を踏まえ、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために具体策を立案、実行することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているかを、取締役会への業務報告を通じて定期的に検証を行う。
- ⑤ 日常の職務遂行に際しては、決裁規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各責任者がその権限に則り業務を遂行する。

(6) 不二サッシグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 総合企画部関連事業部（以下、「関連事業部」という。）は、関係会社管理規程に基づき、子会社・関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理業務の総括を行うとともに、所管する部門長（以下、「関係部門長」という。）生産関係会社は生産管理部長、販売関係会社は営業企画部長、海外関係会社は海外営業部長）と協議し、子会社等の指導、育成のため適切な助言を行う。
- ② 関連事業部及び関係部門長は、子会社等が行う重要事項等について、審査、検討を行い、当社の決裁を受けるものとし、また、事業計画に基づく子会社等の経営内容を把握するため、必要に応じて財務諸表、借入金残高報告書等の書類を求め、確認及び検討を行う。上記体制の強化のため関係会社管理規程を改訂し、当社に事前申請又は事後報告する事項を具体的に定めるとともに、意思決定プロセスを明確にした。
また、子会社等の内部統制に関する諸規程の整備を実施した。
- ③ 子会社等の株主総会に対する当社の議決権行使及び委任に関する事項は、当社担当役員の決裁に基づいて行使する。
- ④ 監査部は、内部監査規程に準拠して、子会社等に対して必要の都度、会計監査及び業務監査を行うものとする。なお、財務報告に関する内部統制の強化を図るため2009年3月に監査部に内部統制室を新設した。
- ⑤ 子会社等に損失等の危機が発生し、関連事業部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危機の状況、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、担当部門及び緊急対策検討委員会に速やかに報告される体制を構築・整備した。
- ⑥ 子会社等の監査役には、当社の使用人等が兼務することとし、子会社等の取締役の業務監査及び会計監査（又は会計監査のみ）を行うものとする。
- ⑦ 公害防止、環境保全に関する統括管理については、環境安全部において、不二サッシグループの公害防止対策に関する体制を整備している。
- ⑧ 定期的に当社及び子会社等の社長による社長会を開催し、円滑な企業グループ活動と営業の諸問題等の解決を図り、相互協調を促進するものとする。
- ⑨ 当社連結子会社による不適切な会計処理の再発防止策については、「第40期 報告書」15頁に記載。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、会社法的主旨に則り、兼任の監査役会事務局スタッフ1名を配置しているが、今後、監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人について、配置すべき部門、専任・兼任の取り決め及びその人選や地位等について、監査役と協議の上定めるものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動については、監査役と協議の上決定し、その使用人の人事考課については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

(9) 不二サッシグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるものとする。
- ③ 監査役は、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役と緊密な関係を保ち、必要に応じて内部統制システム構築に係わる活動状況、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役の活動状況、業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容、「不二サッシ企業倫理ホットライン」の運用状況等について報告を求めることができる。
- ④ 当社は、監査役に報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 監査役は、監査役会において、職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して、監査方針をたて、適切に監査対象及び方法を選定し、監査計画を作成するものとする。
- ② 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めるものとする。
- ③ 代表取締役と監査役との間で、定期的に意見交換会を行うものとする。
- ④ 社外取締役と監査役との間で、必要に応じて意見交換を行うものとする。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人から、会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、関係を図っていくものとする。
- ⑥ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、会計監査人、コンサルタントその他、監査役協会、外部アドバイザー等に意見を求めることができる。

(11) 当社の監査役の職務の執行において生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係わる費用が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとする。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - ・ 連結子会社の数 31社
 - ・ 主要な連結子会社の名称 不二ライトメタル(株)、関西不二サッシ(株)、日海不二サッシ(株)、不二倉業(株)、不二サッシリニューアル(株)、日本防水工業(株)、北海道不二サッシ(株)、(株)不二サッシ九州、(株)不二サッシ東北、(株)不二サッシ関東、(株)不二サッシ東海、(株)不二サッシ関西、(株)不二サッシ中四国、奈良不二サッシ(株)、協同建工(株)
 - ・ 主要な非連結子会社の名称等 (株)東亜サッシ
 - ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した関連会社の状況
 - ・ 持分法適用の関連会社数 2社
 - ・ 会社等の名称 不二太天股份有限公司
高槻ダイカスト(株)
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況
 - ・ 会社等の名称 (株)東亜サッシ
 - ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法に基づく原価法
製品、半製品、原材料、貯蔵品	移動平均法に基づく原価法
仕掛品	オーダー生産品については個別法に基づく原価法、その他については移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
海外連結子会社は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異の処理方法 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 建材事業

建材事業においては、主にカーテンウォール、サッシ、ドア、室内建具、エクステリア製品等の製造及び販売を行っております。このうち、製品の設計及び製作等について基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原則として、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行うこととしておりますが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。また、一部の工期が短い工事については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。工事契約に該当しない商品及び製品の販売契約については、主として顧客への商品及び製品の引渡時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取扱いを適用し、原則として商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

② 形材外販事業

形材外販事業においては、主にアルミ形材、アルミ精密加工品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取扱いを適用し、原則として商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

③ 環境事業

環境事業においては、都市ゴミ焼却施設の非飛灰処理設備プラントとそれに伴う薬剤販売、都市ゴミリサイクル施設の設計・製作・工事を行っております。このうち、プラントや施設の設計・製作・工事に係る工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原則として、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行うこととしておりますが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。工事契約ではない薬剤等の商品の販売契約については、主として顧客への商品の引渡時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取扱いを適用し、原則として商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、薬剤等の商品の販売のうち、当社及び国内連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

④ 物流事業

物流事業においては、建材、プラント等の輸送サービス等を行っております。当該サービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原則として、当該サービスの開始日から各報告期間の期末日までの日数が、当該サービス全体に要すると予想される日数に占める割合に基づいて行うこととしております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

5. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(2) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

① 工事契約

建材事業及び環境事業における工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。また、一部の工期が短い工事については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 有償支給取引

買戻し義務を負っている有償支給取引について、従来は支給品の譲渡に係る収益を認識しておりましたが、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しない方法に変更しております。

③ 代理人に該当する取引

当社グループが代理人に該当する取引について、従来は他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額を収益として認識しておりましたが、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

④ 顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価について、従来は売上原価又は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「契約資産」は5,116百万円、「契約負債」は1,757百万円増加し、「仕掛品」は11,859百万円、「前受金」は8,373百万円、「工事損失引当金」は38百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1,098百万円、売上原価は1,075百万円、販売費及び一般管理費は7百万円増加し、営業利益及び経常利益が15百万円増加し、税金等調整前当期純損失が15百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は29百万円減少しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産合計：33,888百万円、減損損失3,560百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

上記の固定資産のうち、減損会計の対象となる有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産について、減損判定を行っております。

当社グループは、使用の見込まれない資産等については独立した資産グループとし、事業用資産においては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっている各セグメントの資産グループに基づいて減損判定を行っております。

形材外販事業セグメントの事業用資産については、アルミ地金を原材料とする製品を生産・販売しておりますが、市場環境が年々激化し事業環境の厳しさが継続していることに加え、原材料価格や電力料金等の上昇等に伴い、重要な営業損失を前期及び当期の連結会計年度において継続して計上していること、更には、原材料価格や生産する際に使用する電力料金等について、ロシアによるウクライナ侵攻の間接的な影響もあり、その高騰が一定期間続くこと見込まれ、経営環境の不透明感が強いことから、減損の兆候があるものと判定し、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。

減損損失の認識の判定にあたって用いられる当連結会計年度以降の割引前将来キャッシュ・フローは翌期2023年3月期の事業計画等を基礎としております。そこでの主要な仮定は、販売数量や、原材料価格及び電力料金等の諸資材価格の見込みであり、長期的な予測に基づく不確実性を考慮し割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定しております。

当該減損の認識判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の認識が必要と判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(3,560百万円)を計上しております。

なお、翌連結会計年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大及びロシアによるウクライナ侵攻の影響が長期化することにより、上記の仮定に重大な状況変化が生じた場合には、少なからず影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産：3,292百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）等に準拠して、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、受注状況、原材料価格及び電力料金等の諸資材価格の見込み等になります。

当社グループを取り巻く経営環境は、建材事業においては、新設住宅着工戸数が貸家を中心に増加しているもののマンションでは依然として先行き不透明な状況であり、形材外販事業においては、市場環境が年々激化し事業環境の厳しさが継続していることに加え、原材料価格や電力料金等の高騰等に伴い、重要な営業損失を前期及び当期の連結会計年度において継続して計上していること、更には、原材料価格や生産する際に使用する電力料金等についてロシアによるウクライナ侵攻の間接的な影響もあり、その高騰が一定期間続くこと見込まれることから不確実性が高いものとなっております。

当該不確実性が高い状況を翌期の課税所得の見積りに反映させ、繰延税金資産の回収可能性の判定を行い、回収可能性が認められる部分について、繰延税金資産を計上しております。

なお、翌連結会計年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大及びロシアによるウクライナ侵攻の影響が長期化することにより、上記の仮定に重大な状況変化が生じた場合には、少なからず影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	181百万円
販売用不動産	79百万円
建物及び構築物	4,590百万円
機械装置及び運搬具	973百万円
土地	11,494百万円
その他（工具器具備品）	0百万円
投資有価証券	686百万円
計	18,005百万円
上記のうち、工場財団抵当に供している資産	
建物及び構築物	4,073百万円
機械装置及び運搬具	973百万円
土地	9,484百万円
その他（工具器具備品）	0百万円
計	14,531百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	9,420百万円
長期借入金	2,318百万円
計	11,739百万円

2. 受取手形割引高 240百万円

3. 電子記録債権割引高 79百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 112百万円

5. 連結子会社の不二ライトメタル(株)及び日海不二サッシ(株)は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

不二ライトメタル(株)

再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価後の帳簿価額	2,030百万円
減損処理後の帳簿価額	1,678百万円
連結会計年度末における時価と減損処理後の帳簿価額との差額	△20百万円

日海不二サッシ(株)

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価後の帳簿価額	1,871百万円
減損処理後の帳簿価額	1,546百万円
連結会計年度末における時価と減損処理後の帳簿価額との差額	△114百万円

6. 保証債務

連結子会社である不二ライトメタル㈱は、医療機器開発において包括的連携協定を締結している株式会社日本医療機器技研が国立研究開発法人日本医療研究開発機構と締結した委託研究開発契約に基づく債務に対し連帯保証を行っております。

(1) 内容

株式会社日本医療機器技研が国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して現在及び将来負担する一切の債務につき、連帯して保証するものであります。

(2) 委託費限度額

1,350百万円

株式会社日本医療機器技研が負担する委託費の割合

委託研究開発の目標達成が確認された場合 全額

委託研究開発の目標未達を確認された場合 10%負担(135百万円)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

126,267,824株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 6月29日 定時株主総会	普通株式	126	利益剰余金	1.0	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度末になるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 定時株主総会	普通株式	126	利益剰余金	1.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及び社債は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,193	2,193	－
資産計	2,193	2,193	－
(2) 社債 (1年内償還予定を含む)	3,515	3,515	0
(3) 借入金 (1年内返済予定を含む)	8,826	8,827	1
(4) リース債務 (1年内返済予定を含む)	1,326	1,327	0
負債計	13,667	13,670	2

(注1)「現金及び預金」及び「売掛金」並びに「受取手形」並びに「契約資産」並びに「電子記録債権」並びに「支払手形及び買掛金」並びに「電子記録債務」並びに「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	480
関連会社株式	191

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券	2,193	－	－	2,193

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
社債 (1年内償還予定を含む)	－	3,515	－	3,515
借入金 (1年内返済予定を含む)	－	8,827	－	8,827
リース債務 (1年内返済予定を含む)	－	1,327	－	1,327
合計	－	13,670	－	13,670

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券、その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	141円	77銭
2. 1株当たり当期純損失	26円	36銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下の通りです。

	報告セグメント（百万円）				
	建材事業	形材外販事業	環境事業	物流事業	合 計
主要な財又はサービス					
カーテンウォール、サッシ、ドア、室内建具、エクステリア製品等	65,097	—	—	—	65,097
アルミ形材、アルミ精密加工品等	—	20,045	—	—	20,045
都市ゴミ焼却施設の非飛灰処理設備プラントとそれに伴う薬剤販売、都市ゴミリサイクル施設の設計・製作・工事	—	—	2,809	—	2,809
建材、プラント等の輸送	—	—	—	2,222	2,222
顧客との契約から生じる収益	65,097	20,045	2,809	2,222	90,175

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 履行義務と充足の時期と通常の支払時期との関連性における契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産	増加	顧客から支払を受ける前に顧客との契約における義務を履行
	減少	顧客から支払を受けるか又は工事が完成し顧客に請求
契約負債	増加	顧客との契約における義務を履行する前に顧客から支払を受ける
	減少	顧客との契約における義務を履行

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,813百万円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

	当連結会計年度（百万円）
1年以内	21,004
1年超	22,855
合 計	43,860

その他の注記

当連結会計年度において、当社グループは次の事業用資産について固定資産の減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種類及び金額（百万円）	
事業用資産	熊本県玉名郡長洲町	建物及び構築物	397
		機械装置及び運搬具	1,202
		土地	352
	千葉県市原市	建物及び構築物	25
		機械装置及び運搬具	1,582
		合計	3,560

当社グループは、事業用資産においては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっている各セグメントの資産グループに基づいて減損判定を行っております。形材外販事業において、主要諸資材の高騰等事業環境の急速な悪化により収益性が低下し、事業用資産から得られる将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主に対象資産の再調達原価及び同資産に対する物理的、機能的、経済的な減価要素等を考慮した外部専門家による評価額を使用しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法に基づく原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

等以外のもの 移動平均法に基づく原価法

市場価格のない株式

等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法に基づく原価法

製品、半製品 移動平均法に基づく原価法

原材料、貯蔵品

仕掛品 オーダー生産品については個別法に基づく原価法、その他については移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

(3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 建材事業

建材事業においては、主にカーテンウォール、サッシ、ドア、室内建具、エクステリア製品等の製造及び販売を行っております。このうち、製品の設計及び製作等について基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原則として、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行うこととしておりますが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。また、一部の工期が短い工事については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。工事契約に該当しない商品及び製品の販売契約については、主として顧客への商品及び製品の引渡時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取扱いを適用し、原則として商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

② 環境事業

環境事業においては、都市ゴミ焼却施設の非飛灰処理設備プラントとそれに伴う薬剤販売、都市ゴミリサイクル施設の設計・製作・工事を行っております。このうち、プラントや施設の設計・製作・工事に係る工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原則として、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行うこととしておりますが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。工事契約ではない薬剤等の商品の販売契約については、主として顧客への商品の引渡時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取扱いを適用し、原則として商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、薬剤等の商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

6. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(2) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

① 工事契約

建材事業及び環境事業における工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事については、原価回収基準を適用しております。また、一部の工期が短い工事については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 有償支給取引

買戻し義務を負っている有償支給取引について、従来は支給品の譲渡に係る収益を認識しておりましたが、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しない方法に変更しております。

③ 代理人に該当する取引

当社が代理人に該当する取引について、従来は他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額を収益として認識しておりましたが、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

④ 顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価について、従来は売上原価又は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「契約資産」は2,968百万円、「契約負債」は913百万円増加し、「仕掛品」は7,405百万円、「前受金」は5,304百万円、「工事損失引当金」は26百万円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は2,852百万円、売上原価は2,858百万円減少し、営業利益及び経常利益、税引前当期純利益が5百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は17百万円減少しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産：1,452百万円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6.会計上の見積りに関する注記」に記載した事項と同様であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	79百万円
建物	3,131百万円
構築物	119百万円
機械及び装置	596百万円
土地	8,551百万円
投資有価証券	508百万円
関係会社株式	3,400百万円
計	16,387百万円

上記のうち、工場財団抵当に供している資産

建物	2,878百万円
構築物	119百万円
機械及び装置	596百万円
土地	7,990百万円
計	11,586百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	4,500百万円
一年以内返済予定長期借入金	1,382百万円
長期借入金	2,192百万円
計	8,074百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

66百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,565百万円
長期金銭債権	1,060百万円
短期金銭債務	4,900百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,063百万円
仕入高	15,611百万円
営業取引以外の取引高	969百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	79,154株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピュータがあります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主・ その他の 関係会社	文化シャッター(株)	被所有 直接 23.51	文化シャッター(株)製品の購入	棚卸資産の購入 (注1)	1,465	電子記録債務	0
						買掛金	626

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	不二ライト メタル(株)	直接 100.00	当社製品の製造・販売	棚卸資産の購入(注1)	5,184	電子記録債務	1,204
				不動産及び工場設備の賃貸(注1)	119	買掛金	539
	日海不二 サッシ(株)	直接 100.00	当社製品の製造・販売	棚卸資産の購入(注1)	2,261	未収入金	10
						電子記録債務	477
	(株)不二 サッシ関東	直接 100.00	当社製品の製造・販売	当社製品の販売(注1)	599	買掛金	235
						受取手形	34
						電子記録債権	489
						契約資産	32
	不二サッシ (マレーシア) S D N B H D.	直接 100.00	資金の援助	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金 (注3)	1,050
				資金の回収(注2)	—		
				利息の受取(注2)	5		
	不二電化 (株)	直接 100.00	資金の援助	資金の貸付(注2)	—	長期貸付金 (注4)	550
				資金の回収(注2)	20		
				利息の受取(注2)	0		
	関西不二 サッシ(株)	直接 100.00	当社製品の製造・販売	棚卸資産の購入(注1)	4,277	支払手形	117
						電子記録債務	359
				不動産及び工場設備の賃貸(注1)	203	買掛金	377
						未収入金	18

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 不二サッシ（マレーシア）S D N. B H D. 及び不二電化㈱に対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 不二サッシ（マレーシア）S D N. B H D. への短期貸付金に対し、840百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度中に計上した貸倒引当金戻入額は、6百万円であります。
4. 不二電化㈱への長期貸付金に対し、319百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度中に計上した貸倒引当金戻入額は、20百万円であります。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	113円	39銭
2.	1株当たり当期純利益	5円	24銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。